

2018年3月23日制定

2021年3月1日改正

一般社団法人建築構造技術支援機構

性能評価申請要領

第1条 適用範囲

本要領は、当機構の性能評価業務に関する性能評価申請に必要な事項を定める。

第2条 性能評価業務の対象

当機構が行う性能評価業務は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）（以下「機関省令」という。）第59条各号に定める区分のうち、第六号の区分とし、第六号のうち鉄筋に限るものとする。

第3条 性能評価の費用

材料品質性能に関する性能評価手数料は、建築基準法施行規則第11条の2の3第3項第4号および第5項第1号により、以下のとおりとする。

（単位：円 非課税）

評価項目	評価内容	手数料
法第37条第二号の認定に係る性能評価	法第37条第二号（指定建築材料）	330,000
実地確認	製品の品質検査①	470,000
	製造・検査・品質管理①	1工程当たり 470,000
	製品の品質検査②	840,000
	製造・検査・品質管理②	1工程当たり 630,000

（注）

- 1) 製品の品質検査①および製造・検査・品質管理①：重点確認対象者以外が申請者の場合
- 2) 製品の品質検査②および製造・検査・品質管理②：重点確認対象者が申請者の場合

※1 受付委員会以降に取り下げた場合には、審査状況に応じた手数料を請求する。

※2 性能評価終了後に構造上重大な変更が行われた場合には、当該性能評価は無効とする。

第4条 性能評価の事前確認

- 1) 性能評価の事前確認は、「性能評価申請書」および「性能評価申請用提出図書」の記載内容について行う。
- 2) 「性能評価申請書」に記載された性能評価は、法第37条第2項に係わる建築材料（鉄筋）の性能評価であることを確認する。
- 3) 「性能評価申請用提出図書」については、建築材料の品質性能評価業務方法書(SABTEC-03)第2条で定める性能評価申請用提出図書(2)～(6)が添付されていることを確認する。
- 4) 業務方法書 第3条の<A. 告示第3 第1項の基準による場合>

申請に係る建築材料の品質が下記①の測定方法等、同品質が下記②の品質基準によって定められていることを確認し、製品の品質検査および製造・検査・品質管理の実況について、現地検査を行う。

- ① 告示別表第2（は）欄に掲げる測定方法等
- ② 同表（ろ）欄に掲げる品質基準

- 5) 業務方法書 第3条の< B. 告示第3 第2項の基準による場合 >
- ① 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、JIS Q 9001 の規定に適合していることを証する書面があることを確認する。
 - ② 告示第3 第1 項第一号から第四号まで及び第六号ロの基準に関する下記(i)～(iii)の事項を確認する。
 - (i) 製造する建築材料の品質基準並びに検査項目及び検査方法について、社内規格が具体的かつ体系的に整備されていること。
 - (ii) 製品について建築材料の品質基準に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行うための社内規格が規定されていること。
 - (iii) 上記社内規格に基づいて実施された検査及び保管の記録があること。
- 6) 上記4)、5)に記した告示は、平成12 年5 月31 日建設省告示第1446 号を指す。

第5条 評価員の選任

当機構の代表理事は、性能評価業務を実施させるため、機関省令第64 条に定められた要件に該当し、かつ「制限業種」を兼業しない2 名以上を評価員として選任する。

第6条 評価員による性能評価

第5 条で選任された評価員は、申請案件ごとに、「受付委員会」および「性能評価部会」の審議事項に基づき修正された「性能評価申請用提出図書(最終版)」について、「最終委員会」で性能評価を行う。

第7条 性能評価書の作成

性能評価書は、以下の項目について記述する。

- (1) 評価番号、評価完了年月日
- (2) 申請者名(会社名、代表者名、住所)
- (3) 件名
- (4) 性能評価の区分
- (5) 性能評価をした建築材料の内容
- (6) 性能評価の内容
- (7) 評価員名(実地確認を行った評価員についてはその旨を明記すること)
- (8) 実地確認の概要(実地確認を行った場合に限る)
- (9) その他評価過程で性能評価書に記述が必要と考えられる事項

第8条 大臣認定申請

- 1) 法第68 条の25 第5 項に従い、性能評価書を「構造方法等の認定申請書」に添えて、国土交通省住宅局建築指導課に提出し、建築基準法に基づく建築材料(鉄筋)について、国土交通大臣の認定申請を行う。
- 2) 当機構は、申請者の希望によって、大臣認定代理申請を行う。